

○佐藤委員長 民生常任委員会を開会いたします。

本日は全員出席でございます。

初めに、所管部局の業務概要の説明についてを議題といたします。理事者から説明願います。

○稲田税務部長 税務部が所管する業務の概要につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、税務部の組織でございますが、税制課、市民税課、資産税課、納税管理課、納税推進課の5課14係で構成されており、職員数は部全体で141名となっています。業務内容としましては、主に市税の賦課徴収と国民健康保険料の徴収などの業務を担当しており、まちづくりや福祉施策など、様々な市民サービスを提供する上で必要となる自主財源を確保する役割を担っています。

それでは、市政のあらましに基づき、税務部が所管する事業について御説明申し上げます。

市政のあらまし（行政編）の67ページを御覧ください。ここでは、1のふるさと納税推進と、2の税総合オンラインシステム整備の2件を掲載しております。

初めに、1のふるさと納税についてでございますが、この事業は、本市の認知度向上及びふるさと納税の促進のため、寄附者の利便性向上を図るとともに、本市の魅力やふるさと納税に関する情報を広く発信するため、返礼品の調達、発送や、寄附金の収納代行業務等の委託を行っております。寄附の件数と金額につきましては、（4）に過去3か年分記載しておりますが、年々給付実績の向上が見られているところでございます。これまでの取組としましては、平成27年度から寄附受付ポータルサイトの利用を順次開始し、インターネット上でのクレジットカードを利用した寄附手続を導入したことに加え、平成29年度からは、返礼品の公募を開始したことにより、魅力ある返礼品の拡充が図られたこと、また、その後も、寄附の受入先として具体的な事業名や事業内容を寄附者にお示しするよう改め、寄附者の共感を呼び込むための工夫を行ったほか、PRイベントの開催などにより、本市の魅力を幅広くPRしてきたところでございます。今年度におきましては、返礼品の公募を引き続き実施し、魅力ある返礼品の拡充に努めますとともに、寄附間口の拡大を図るため、新たに、近年業績を伸ばしている楽天ふるさと納税と、体験型返礼品に特化したさといこの2つの寄附受付ポータルサイトの利用を開始することで、寄附実績の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、2の税総合オンラインシステム整備についてでございます。税総合オンラインシステムは、市税の公平、適正かつ効率的な賦課徴収の実施や、税証明の発行など、市民サービスの向上を図るために運用しておりまして、この事業は、税制改正等に対応するためにシステムの改修を行うものでございます。今年度は、予算額で1億8千199万5千円を計上しています。

最後に、76ページを御覧ください。76ページ、大きな11番、窓口業務の改善のうち、1の（1）コンビニ交付システム管理事業についてでございます。この事業のうち、税務部所管分としまして、令和元年10月から所得課税証明書のコンビニ交付を実施しているものでございまして、令和2年度の発行件数につきましては、77ページの③に記載のとおり、595件となっています。また、今年度の事業計画としましては、システムの運用などに要する費用として、予算額で318万9千円を計上しています。

以上、税務部が所管する業務内容についての説明となります。よろしく御願いたします。

○林市民生活部長 市民生活部の業務の概要につきまして、御説明申し上げます。

初めに、部の組織といたしましては、市民生活課、市民活動課、地域まちづくり課、市民課のほか、神居、江丹別、永山、東旭川、神楽、西神楽及び東鷹栖の7支所で構成されており、職員数は計151人でございます。

次に、業務の概要についてでありますけれども、戸籍の届出や住所変更などの受付、住民票などの証明書やマイナンバーカード電子証明書の発行、また、墓地や火葬場の手続など、市民の皆様にとって身近な業務を取り扱っております。また、人口減少、少子高齢化などが進み、地域コミュニティーの希薄化や担い手不足が課題となっている中で、住民が自ら地域の課題を解決し、暮らしやすい地域をつくるため、行政と地域の連携や市民活動を支援するなどの業務を担っております。

そうした観点を踏まえまして、市政のあらましに基づき、業務の内容の主なものを順次御説明申し上げます。

まず、行政編では、67ページから80ページまでに掲載されておりますが、68ページを御覧ください。5の結婚支援についてであります。2、縁結びネットワーク活動促進事業につきましては、本市と結婚支援活動を行っている団体であるさひかわ縁結びネットワークを平成28年9月に設立しまして、結婚の希望がかなえられる環境整備を図ってまいりました。また、昨年8月からは市内企業と連携し、結婚支援企画として、関連する商品の割引、あるいはサービス等の特典を受けられる縁結び特典を開始しております。

次に、71ページから75ページ、8の市民活動についてであります。71ページ、1、住民組織活動の推進については、地域課題の発見、解決や地域内の調整を図り、住民と行政等を結ぶパイプ役を担う各地区市民委員会や、その全市民的な連合組織である旭川市市民委員会連絡協議会、また、町内会が行う事業を支援することで住民組織活動の活性化を図ろうとするものであります。

74ページ、3、地域会館建設費等補助事業については、地域住民が利用する地域会館の修繕や解体、物置の設置等の費用を補助する制度であります。令和元年度から、地域会館の解体費用を補助対象に加え、昨年4月には、地域の負担軽減のため、補助率を3分の1から2分の1に引き上げるなど、より利用しやすい制度となるように改正を行いました。今後もこれらの支援を行うことにより、住民組織活動の促進を図ってまいります。

次に、76ページから78ページ、11の窓口業務の改善についてであります。76ページ、1、住民サービスの向上事業については、市民の利便性向上と事務の効率化を図るため、令和元年6月からマイナンバーカードを利用し、いわゆるコンビニ交付を実施しておりますが、昨年10月からは、戸籍全部事項証明などの戸籍証明書や、戸籍の附票の写しも取得できるようにするなど、さらなる利便性の向上に努めました。また、77ページ、(4)市民課窓口ICT化推進事業については、証明書等手数料のキャッシュレス決済を導入し、納付方法の選択肢が広がることによる市民サービスの向上に加え、市民と職員の接触機会を減らすことによる新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるとともに、異動受付支援システムの運用を開始することで、各種届出に係る時間短縮やワンストップ化を図っているところであります。

また、78ページ、2、市民サービスセンターの開設については、平成27年6月から毎月1回土曜日に試行的に実施しておりますが、令和元年度及び2年度に実施したアンケート調査から、一定程度の市民ニーズがあり、開設目的に合致した取組でありますことから、新庁舎総合窓口化や、

マイナンバーカードの普及に伴うコンビニ交付による影響等も考慮しながら、今後の在り方について検討を進めてまいります。

次に、78、79ページ、13の地域まちづくり推進事業についてであります。全市15地域に設置する地域まちづくり推進協議会を通じて、地域で活動する様々な団体が地域課題を共有し、その解決に取り組む事業主体に対して、補助金及び負担金を交付しようとするものであります。本年度は、地域の活動計画に基づき、複数事業を一体的に実施する包括型補助金モデル事業について拡充を図ったほか、引き続き、地域で自由に提案できる地域提案事業や、市が事業テーマを設定し、地域と市の協働事業として実施する行政提案事業などを通して、地域活動の促進や地域と行政との連携強化を図ってまいります。

次に80ページ、16の西神楽支所等施設再編整備事業についてであります。西神楽地域の住民の利便性向上と行政の効率化を図るため、西神楽農業構造改善センターを増改築し、フリースペースの設置など、施設機能の充実を図るとともに、西神楽支所等の移転によりまして、公共施設の再編を進め、本年3月から西神楽市民交流センターとして供用を開始いたしました。本年度は、旧西神楽支所の庁舎解体撤去工事を実施いたします。

次に、同じく80ページ、17の旭川聖苑火葬炉等整備事業についてであります。火葬件数の増加や火葬炉の老朽化に対応するため、既存火葬炉の更新を行うものであります。本年度は、昨年度に実施した設計を基に、火葬炉2炉の更新工事を実施するものであり、今後も計画的に更新を行いながら火葬場の安定運用を図ってまいります。

最後に、市民生活部が所管する施設につきましては、市政のあらまし（施設編）の13ページから38ページまでに掲載されておまして、支所、まちづくりセンター、住民センター、地区センター、旭川聖苑など、全40施設のほか、市営墓地等を所管しており、これら施設につきましては、今後とも適切な管理運営に努めてまいります。

以上、概括であります。市民生活部における所管業務の説明とさせていただきます。

○金澤福祉保険部長 福祉保険部の業務の概要につきまして、御説明を申し上げます。

福祉保険部の所管事務につきましては、大別いたしますと、社会福祉に関する事項と国民健康保険及び介護保険に関する事項となっております。国民健康保険課、長寿社会課及び介護保険課が所掌する事務に関しましては保険制度担当部長が、その他の事務につきましては福祉保険部長が所掌しております。

初めに、組織体制についてでございますが、市政のあらまし（行政編）の333ページの機構図、下から3部局目を御覧ください。本年6月1日現在、10課35係で組織しておまして、職員数につきましては、48ページの中ほどに、（2）部局別の現員数という表がございます。この表の上から8番目でございますが、本年4月1日現在における福祉保険部の現員数につきましては302名となっております。

それでは、私が所管しております福祉保険課、指導監査課、障害福祉課、生活支援課及び保護第1課から第3課で実施している主な事業等につきまして、市政のあらまし（行政編）に沿って御説明申し上げます。

初めに、90ページからの21、社会福祉行政であります。地域福祉を中心とする社会福祉行政に関する事項について、幾つか御説明いたします。

まず、91ページの6、成年後見制度利用支援事業と、92ページの7、地域で支える成年後見推進事業につきましては、平成25年度に旭川成年後見支援センターを設置し、旭川市社会福祉協議会に委託して1市8町の広域で運営しているほか、成年後見の市長申立てや報酬額助成など、利用支援事業を行っております。

次に、92ページから93ページにかけての9、民生委員・児童委員についてでございます。現在の委員数は、条例で定めております定数782名に対し、実数が771名と、11名の欠員が生じている状況でございます。

続きまして、96ページから掲載しております障害者福祉についてでございます。96ページから97ページにかけまして、身体、知的、精神、いわゆる3障害の手帳交付者数を掲載しております。本年3月末現在で、身体障害者手帳は1万6千978人、療育手帳は4千351人、精神障害者保健福祉手帳は3千250人に交付しております。近年、身体障害者につきましては、微減の傾向にあるものの、知的・精神障害者につきましては、年々増加している状況となっております。

次に、障害者の福祉の向上のための事業を幾つか御説明いたします。102ページの地域生活支援事業におきましては、障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、旭川市障害者総合相談支援センターあそーとや地域活動支援センターなどにおいて、相談支援体制を構築しているところでございます。

次に、105ページから掲載しております障害者社会参加推進事業では、107ページの6、手話条例推進事業として、聾者の言語である手話の普及啓発を行っているほか、110ページの16、障害者就労支援事業として、障害者の就労を支援し、自立と社会参加の促進に努めているところでございます。

続きまして、127ページから掲載しております生活困窮者自立支援等についてでございます。平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、本市におきましては、生活困窮者に対して、包括的な相談支援を行う自立サポートセンターの運営や、困窮世帯の中学生を対象とした子どもの健全育成支援事業、さらには、就労困難者に対して伴走型の支援を行う就労準備支援事業などを実施し、自立支援等の推進に取り組んでおります。また、129ページの5、無料低額診療事業調剤処方費用助成事業につきましては、社会福祉法に規定する無料低額診療事業の利用者の院外での調剤処方費用に対して、市独自に助成し、生活困難者の生活の安定、健康の維持に努めております。

続きまして、同じく129ページから掲載しております生活保護についてでございます。本市における生活保護の状況でございますが、130ページの上段の表のとおり、令和2年度の平均値で、世帯数が9千892世帯、人員で1万2千232人となっており、近年は世帯数、人員とも減少傾向にあるものの、保護率につきましては依然として全国、全道の数値を上回っている状況でございます。131ページには、保護費の推移を掲載しておりますが、令和2年度決算見込みにおける扶助費の合計は約191億8千300万円となっており、令和元年度決算と比べますと、被保護人員の減少や、新型コロナウイルス感染症に伴う医療機関への受診控え等により、およそ8億3千700万円の減となっております。なお、財源につきましては、4分の3が国庫負担金、残りの4分の1が一般財源でございます。

次に、所管施設につきまして、市政のあらまし（施設編）に沿って御説明申し上げます。

39ページから40ページにかけまして掲載しておりますのが、障害者福祉センター（おびった）

でございます。障害者の自立及び社会参加の促進を図るとともに、市民の健康維持増進を図り、市民福祉の向上に寄与する目的で開設したものでございまして、指定管理者制度を導入し、特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会が指定管理者となっております。

次に、46ページの生活館につきましては、近文生活館、市民生活館の2つの施設がございまして、地域住民の生活文化の向上及び社会福祉の振興に寄与することを目的とし、生活相談や教育文化に関する事業などを行っております。

次に、47ページの春光台汚水処理施設につきましては、福祉村の福祉施設から流出する生活雑排水等の汚水を浄化して放流する処理施設でございますが、福祉村の施設が全て公共下水道への切替えを終えましたことから、現在、施設閉鎖に向けて作業を進めているところでございます。

続きまして、国民健康保険課、長寿社会課及び介護保険課で実施している事業等につきましては、保険制度担当部長から御説明申し上げます。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 続きまして、国民健康保険課、長寿社会課及び介護保険課が所掌しております主な事業等につきまして、御説明申し上げます。

まず、80ページから掲載しております国民健康保険につきましては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うことで制度の安定化を目指す大規模な制度改正が行われ、北海道では、令和6年度を目途に保険料水準の統一を目指しているところでございます。

82ページの1、賦課割合・料率の変遷に記載してありますように、今年度の保険料につきましては、さきの民生常任委員会で御報告させていただきましたとおり、前年度と比較して、医療分の均等割で4千810円の減、支援分の均等割で1千450円の減、介護分の均等割で1千420円の減などとなっております。また、賦課限度額につきましては、医療分63万円、支援分19万円、介護分17万円と、介護分がかかる世帯では、前年度から最大で3万円の増額となっております。

国保料の負担軽減につきましては、83ページの3、低所得者の軽減措置等にお示ししたとおり、保険料の7割、5割、2割の法定軽減に加え、条例で本市独自の基準を設け、1割の軽減を図っているところでございます。また、平成28年度からは、子育て世帯への経済的支援を目的として、一定の基準に該当する世帯における18歳未満の被保険者の均等割を減免する制度を創設し、令和3年度につきましては、最大5割の減免措置を講じているところでございます。

次に、被保険者数等についてでございますが、4、国民健康保険加入状況等に記載のとおり、令和2年度末現在で、被保険者数6万6千380人、加入率は20.13%となっており、近年は被保険者の高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行や、被用者保険加入者の増加などにより、国保加入者の割合が低下してきているところでございます。

続きまして、111ページから掲載しております高齢者福祉についてでございます。111ページ、1、高齢者の状況の表になりますが、本市における65歳以上の高齢者人口は、令和3年4月1日現在、11万2千962人で、高齢化率は34.2%となっております。高齢者福祉に関する事業といたしましては、114ページの10、高齢者いこいの家や、11、老人クラブの育成といった従来からの高齢者の居場所づくりや、高齢者自身が自主的な地域活動を展開するための事業を実施しているほか、117ページの19、地域支え合い事業として、支援が必要な高齢者世帯等とボランティアをマッチングし、除雪の援助や家事等の身の回りの世話をするファミリーサポートセ

ンターなどを運営しているところでございます。また、118ページの22、介護人材確保支援事業では、介護人材の定着と確保を目的に、働きやすい職場づくりや従業員の資質向上を図るための研修会を実施するなど、労働環境等の改善を図る取組を行っているところでございます。

続きまして、119ページから掲載しております介護保険についてでございます。介護保険事業は、3年ごとに給付対象となるサービスの見込量や、当該見込量の確保に関わる方針等を定めた事業計画を策定し、運営することとされており、本年度は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期介護保険事業計画の初年度となっております。本市における要介護等認定者の状況でございますが、119ページの表のとおり、令和3年3月末現在で2万4千人を超え、高齢者人口の増加に比例して増えている状況でございます。

次に、120ページ以降では、介護サービス別支給額や、現行計画期間中の第1号保険料のほか、保険料の減額制度や利用料の負担軽減に関する事業などを掲載しております。

次に、126ページの11、地域支援事業についてでございますが、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができるよう、要介護状態となることを予防し、要介護状態等となった場合であっても地域で自立した生活を営めるよう支援するもので、地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後より一層重要な施策になるものと考えているところでございます。

続きまして、所管施設につきまして、市政のあらまし（施設編）に基づき御説明申し上げます。

施設編の40ページを御覧ください。20、老人福祉センターについてでございますが、本市には北部老人福祉センターと東部老人福祉センターの2施設があり、老人福祉法に規定する施設として、地域の高齢者に対し、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を総合的に供与し、高齢者に健康で明るい生活を営んでいただくことを目的として設置したものでございまして、現在、北部老人福祉センターは社会福祉法人愛善会が、東部老人福祉センターはワーカーズコープ指定管理者グループがそれぞれ指定管理者となっているところでございます。

続きまして、41ページから44ページにかけて掲載しております高齢者等健康福祉センターについてでございますが、高齢者の社会参加、生きがいづくり、健康の維持増進及び世代間交流を促進するための施設として、いきいきセンター新旭川、いきいきセンター永山、いきいきセンター神楽の3施設があり、いずれも社会福祉法人旭川社会福祉協議会が指定管理者となっているところでございます。

続きまして、44ページの近文市民ふれあいセンターについてでございますが、この施設は、高齢者の社会参加と生きがいづくり、市民の健康の維持増進及び世代間交流を促進し、福祉の増進に寄与することを目的とした施設で、現在、ニサカ・環境衛生指定管理者グループが指定管理者となっております。

最後に、45ページの神居デイサービスセンターについてでございますが、この施設は、在宅の虚弱高齢者等に対し、入浴、給食等、各種サービスを提供し、高齢者の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の向上等を図るとともに、家族の身体的、精神的な負担軽減を図ることを目的とした施設でございまして、現在、社会福祉法人旭川光風会が指定管理者となっております。

以上、福祉保険部の所管業務等の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○中村子育て支援部長 子育て支援部の所管業務と併せて組織について御説明申し上げます。

まず、部の組織でございますが、子育て支援課、子育て助成課、こども育成課、母子保健課、そして第1種施設の子ども総合相談センターと愛育センターの4課2施設で構成されております。職員ですけれども、事務職、それから保健師、保育士、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの技術職がおりまして、職員数は7月1日現在で、女性職員が87名、男性職員が47名、計134名となっております。

子育て支援部は、子育て支援施策の総合的な推進を図るため、安心して子どもを生み育てられるまち、子どもが健やかに育つまちの実現に向けて各種事業を実施しており、特に、子育てに関する保護者の不安や悩みに対して、必要な支援を行うための相談業務や情報提供体制の充実、認可保育所などの待機児童ゼロの維持による仕事と子育ての両立支援、そして、子育てに関する経済的支援などに取り組んでおります。

それでは、主な事業につきまして、市政のあらまし（行政編）に基づき御説明申し上げます。

最初に、相談業務、情報提供体制の充実に関わるものでございます。142ページを御覧ください。19、児童虐待防止対策事業です。家庭児童相談体制の充実を図るため、関係機関等との連携を強化するとともに、今年6月に相談窓口周知カードを市内の小中学校、高校の全児童生徒に配付したほか、出前講座や意見交換会等の開催、オレンジリボン運動等の普及啓発活動を行っております。

次に、20、児童虐待予防・早期発見推進事業です。児童虐待の発生予防と早期発見等のため、関係機関と連携を図りながら、妊産婦、児童とその保護者に対しまして、家庭の状況等に応じて訪問等により必要な相談支援を行っております。

続いて162ページ、1、母子保健事業、（1）乳幼児健康診査でございます。現在、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査を行っております。それから、今年7月からになりますけれども、新規事業といたしまして、乳児の疾病等の早期発見、また結果として虐待予防等につながることも想定いたしまして、10か月児健康診査を新たに開始するところでございます。

それから164ページ、2、出産支援推進事業、（1）母子健康手帳の交付です。従来からの母子健康手帳の交付に加えまして、新規事業といたしまして、スマートフォン等で利用できる成長・発達記録機能を備えた電子母子手帳を新たに導入する予定でございます。

それから165ページ、同じく出産支援推進事業の（3）産婦健康診査でございます。産後鬱や新生児への虐待予防等を図るため、平成30年10月から、市内で受診した産婦健康診査の費用の一部を助成してまいりましたが、今年度から、市外医療機関で受診した費用についても新たに助成を開始しております。

それから、3、産後ケア事業です。出産後、1歳未満の母子を対象に助産師等の専門職が心身のケアや育児に関する助言指導を行っております。

そして4、産前・産後ヘルパー事業ですが、妊娠中や出産後、子育て家庭の身体的・精神的負担の軽減を図るため、昨年8月から、妊娠中、また出産後1か月未満等の家庭に対しまして、ヘルパーによる支援を実施しております。

それから、ページが戻りまして、132ページになります。仕事と子育ての両立支援に関わる分野の事業です。

まず、1、保育所等への入所状況ですが、これまで取り組んでまいりました認可保育所等の増改築や分園の整備、そして保育士確保の支援などにより、平成30年度から年度当初における待機児童ゼロを継続しております。

次に、151ページの42、放課後児童クラブ、(5)放課後児童クラブ設置状況一覧を御覧ください。今年の5月1日時点で42校82か所、定員総数が3千183人となっており、平成29年度から待機児童ゼロを継続しております。今年度も引き続き、待機児童の解消や面積基準の対応のため、新規開設5か所を予定しております。なお、昨年度から質の向上を目指し、運營業務を民間へ委託し実施しているところであります。

それから、子育てに関する経済的支援に関わる事業になります。149ページを御覧ください。

39、給付型奨学金制度ですが、経済的格差から生ずる教育格差を解消し、教育機会の均等に寄与するため、高等学校等の1年生を養育する一定の所得等要件を満たす保護者を対象に、昨年度から育英資金を活用し、返還不要の給付型奨学金を支給しております。

最後になりますが、愛育センターの概要を御説明したいと思います。今度は市政のあらまし(施設編)になります。施設編の47、48ページを御覧ください。本市の心身障害児の福祉の増進を図るため、昭和56年に設置され、ゼロ歳から5歳までの児童が7月1日現在で171人在籍しており、令和2年4月から、みどり学園、わかくさ学園、こども通園センターを統合し、福祉型の児童発達支援センターとして、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、そして障害児相談支援事業を実施しているところでございます。

以上、子育て支援部の所管業務の説明とさせていただきます。

○向井保健所地域保健担当部長 保健所の所管業務につきまして、概要を御説明申し上げます。市政のあらましに沿って御説明を申し上げます。

行政編の166ページ、下段を御覧ください。

まず初めに、保健所の組織についてでございますが、現在、臨時組織として新型コロナウイルス感染症対策担当を設置しているほか、保健総務課など5課と、動物愛護センター、食肉衛生検査所の8つの部署で構成されており、職員数は記載のとおり、医師、歯科医師、保健師などの技術職及び事務職を合わせ、本年4月1日現在、147名体制で取り組んでおります。業務内容についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対応など、いわゆる感染症をはじめ、地域保健法や健康増進法、また食品衛生法などの関係法令に基づいた業務を行っております。

続きまして、主な事業について御説明をいたします。次の167ページを御覧ください。

上段の37、地域保健でございますが、地域保健法等に基づき、旭川市における地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議する保健所運営協議会を設置しているほか、各種研修及び学生実習の受入れを行い、地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上に努めております。

次に、下段の38、医務・薬事でございますが、医療法等に基づき、適正な医療や医薬品を確保するため、医療機関等に対する監視指導を行っております。また、医務薬務課内に設置しております医療安全支援センターにおいて、市民からの医療相談に対応するなど、安全な医療の確保に努めております。

次に、168ページからの39、医療でございますが、市民の健康と生命を守るため、旭川市医師会等の協力を得ながら、初療、2次診療、3次診療から成る体制を確保し、急病者に対する適

切な救急医療の提供に努めているほか、医療従事者の養成に対する支援等を行っております。

次に、175ページからの40、成人保健でございますが、健康増進法等に基づき、疾病予防や健康の保持増進を図るために、健康教育、健康相談などを行っております。

次に、177ページからの41、保健予防でございますが、予防接種事業や結核などの感染症予防対策、歯科保健、がん検診、精神保健、難病相談支援事業などを行っております。このうち、予防接種についてでございますが、令和2年1月の予防接種法施行令の一部改正により、予防接種事業の①、ロタウイルス感染症のワクチンが新たに定期予防接種に追加されているところでございまして、出生後6週に至った日から32週に至る日までの間にある者を対象に、厚生労働省が定める日までワクチンを接種することとなり、令和2年10月から実施しております。また、精神保健分野では、自殺防止対策の一環として、昨年度から、悩みを抱えている人への声かけや、話を聞くなど、自死につながる前に必要な支援につなげるゲートキーパー養成研修も開始しているところでございます。

次に、187ページからの42、健康づくりでございます。第2次健康日本21旭川計画に基づき、市民の健康寿命の延伸とQOLの向上のため、健康増進事業を行うほか、第3次旭川市食育推進計画に基づく食環境整備事業など、健康づくりの総合的な推進に取り組んでおります。

次に、189ページからの43、生活衛生でございます。生活衛生関係営業施設等の衛生水準の維持向上を図るため、各関係法令に基づき監視指導を行っております。また、動物愛護センターにおいて、犬、猫などの動物の引取り、飼養管理や譲渡、負傷した動物の治療を行うほか、本年4月に施行した旭川市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、動物愛護の精神や適正飼養の普及啓発を、新たに設立した動物愛護基金も活用し、行っているところでございます。

次に、191ページの44、食品衛生でございます。食品衛生法に基づき、旭川市食品衛生監視指導計画を作成し、食品の製造・販売施設等の監視指導、収去検査などを行っております。今年度は食品衛生法の改正に伴い、食品の安全性を確保するためのHACCPと呼ばれる衛生管理が義務化されたことを受け、HACCP導入に係る支援や営業許可制度の再編に伴う事業者への周知に取り組んでいるところでございます。

次に、192ページの45、試験検査では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律や食品衛生法などに基づき、新型コロナウイルスの検査をはじめとした、感染症や食中毒などの各種生物検査、また食品、水質、空気質等の各種理化学検査を行っております。

次に、193ページの46、食肉衛生検査でございます。安全で衛生的な食肉の生産、流通のため、主にと畜場法に基づき、牛、豚などの食肉検査や、屠畜場の衛生監視・指導を行っております。

次に、同ページ47、保健厚生統計調査でございます。統計法などに基づき、保健福祉行政施策の基礎資料とするため、各種統計調査を行っております。

最後に、所管施設でございますが、食肉衛生検査所と動物愛護センターあにまあるがございまして、施設の沿革や規模等につきましては、施設編の58、59ページに掲載されているとおりとなっております。

以上、概括的ではございますが、保健所の所管業務の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○富岡環境部長 環境部が所管する業務につきまして、御説明申し上げます。

初めに、環境部の概要についてでございます。環境部の事務分掌といたしましては、廃棄物の処理及び清掃に関する事項及び環境保全に関する事項がございまして、本市の環境施策の基本方針である環境基本計画をはじめ、ごみ処理・生活排水処理基本計画や地域温暖化対策実行計画に基づき、自然共生社会、循環型社会、低炭素社会の形成に向け各種施策を展開しております。なお、執行体制といたしましては、6課14係で112名の職員が従事しております。

それでは、市政のあらまし（行政編）に基づき、所管業務の主なものにつきまして御説明いたします。

193ページ以降に所管業務を掲載しておりますが、初めに、廃棄物の処理及び清掃に関する事項につきまして、194ページを御覧ください。

2、ごみの収集及び処理でございますが、家庭ごみにつきましては、13分別を基本としており、ごみの種類に応じて、直営及び委託による収集、処理をしております。直営収集につきましては、表にございますように、クリーンセンターにおいて、事業係で粗大ごみや剪定枝等のじんかい車による戸別収集などを行っているほか、ごみ相談係で高齢者世帯等に対するごみ出し支援を行うふれあい収集などを実施しております。また、195ページの一番上の表になりますが、委託収集につきましては、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみなど、各家庭からごみステーションに排出されたごみについて、12社、63台を稼働させ、適切な収集体制を確保しながら実施しております。

次に、198ページを御覧ください。3、ごみ処理実績及び処理原価でございますが、一般廃棄物のうち、家庭ごみにつきまして、令和2年度の排出量は計7万2千179.5トン、事業系ごみにつきましては計3万4千952.9トンで、これらの排出量と、町内会における資源回収などの集団資源回収量を合わせた総排出量は11万5千433.7トンで、前年度比では0.6%の減となっております。令和2年度は令和元年度と比べ、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅時間の増加により、家庭ごみについては増加し、また、イベントの中止等により、事業系ごみについては減少しております。

次に、201ページの下段を御覧ください。（7）ごみ減量アクション推進事業でございますが、家庭や事業所でのごみの発生抑制や再利用、いわゆる2Rに対する啓発事業や、情報提供を実施するものでございます。令和元年度から新たに食品ロスの削減に向けた取組を推進するため、食品ロスの発生要因や排出実態を把握するための調査や、市ホームページ内に食品ロス削減ポータルサイトを開設するなど、取組の強化を図っております。

次に、207ページの中段を御覧ください。（5）缶・びん等資源物中間処理施設整備事業でございますが、現在の近文リサイクルプラザに代わる新たな中間処理施設の整備を行うものであり、令和2年度は、建設用地の測量調査を実施したほか、本年2月には、旭川市リサイクルセンター整備基本計画を策定し、現在、令和6年度の供用開始に向けて調査、設計を進めております。

次に、その下を御覧いただきたいと思っております。10、産業廃棄物の適正処理でございますが、（1）産業廃棄物対策事業につきましては、中核市移行に伴う産業廃棄物に関する事務であり、許可業者への検査、指導等を通して、適正な処理の推進を図るものでございます。また、誌面には記載していませんが、有害物質であるポリ塩化ビフェニル、いわゆるPCBを含む廃棄物の法定期限内の処理に向け、保管者への早期処理を指導するとともに、広報誌等での周知によりPCBの認

知度の向上を図ってまいりました。平成30年度からは、PCB使用安定器を保有する可能性のある事業者3千513社を対象に保有調査を行っており、9社、41台のPCB使用安定器の存在が判明し、適正処理に向けて指導を行っております。

続きまして、環境の保全に関する事項としまして、213ページの中段を御覧ください。

1、旭川市環境基本計画の推進と管理でございますが、同計画は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的、計画的に推進するために策定したものであり、現計画は、平成28年度から令和9年度までの12年間を計画期間としております。令和2年1月の1回目の中間見直しでは、令和5年度の間目標の設定のほか、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsなどの社会情勢の変化について盛り込み、環境保全等の推進に努めることとしております。また、毎年計画に基づき施策の実施状況を明らかにするため、旭川市環境白書を作成し、公表しております。

次に、214ページの中段を御覧ください。4、繁殖期のカラス被害防止対策でございますが、繁殖期を迎えたカラスが巣、卵及びひなの近くを通る市民に対して、頭を蹴る等の威嚇行為を取ることがあり、緊急避難的な対応として威嚇行為の原因となるひなの捕獲を実施しております。また、カラスの威嚇行為に対する自衛方法や、事前に巣を作らせない対策をセミナーなどを通して市民に向けて周知しております。また、誌面には記載しておりませんが、ヒグマの出没対策につきましては、猟友会の協力を得て現地を調査した上で、警戒看板の設置や地域住民、学校等への注意喚起、市のホームページでの情報提供を実施しております。農業被害や人身被害のおそれがある危険な個体に対しては、警察や猟友会など関係機関と協議し、捕獲や駆除を含む対処策を検討しております。なお、令和2年度は、捕獲または駆除した個体はございませんでした。

次に、216ページの中段を御覧ください。4、地域木質バイオマス利活用促進事業でございますが、地域の森林資源を暖房用木質バイオマスとして利活用し、また、国における2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロとする施策目標の表明を受け、本市としても積極的に対策を進めていくための施策として、まきストーブを導入する費用の一部補助と、木質バイオマス利活用に関する周知啓発を実施しております。

最後に、所管施設についてでございますが、廃棄物処分場や近文清掃工場、リサイクルプラザなどがございまして、市政のあらまし（施設編）の102ページから106ページに記載されておりますが、本日は説明を割愛させていただきます。

以上、概括的ではありますが、環境部の所管する事業の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○佐藤委員長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○佐藤委員長 それでは、ここまでの説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、令和3年第4回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算について、理事者から説明願います。

○金澤福祉保険部長 本臨時会に提案しております議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算のうち、福祉保険部所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の4ページを御覧ください。3款1項3目老人福祉費の介護サービス等継続支援費に

つきましては、令和3年度の介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況から、当初予算額が不足する見込みであることから、事務費と合わせて4千878万2千円を補正しようとするものでございます。財源は、国庫支出金が78万2千円、道支出金が4千800万円となっております。なお、令和2年度と同様、国庫補助金を財源とした事業の実施を予定しておりましたが、今年度は、道補助金を財源とした事業実施となる旨、北海道から通知があったことから、補正予算書6ページにお示ししているとおり、国庫補助金から道補助金への財源振替を併せて行おうとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 令和3年第4回臨時会提出議案のうち、議案第1号、令和3年度旭川市一般会計補正予算の保健所所管分につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

補正予算書4ページを御覧いただきたいと思います。4款1項2目の新型コロナウイルス感染症対策費についてでございます。これは、新型コロナウイルス感染者等の医療費の公費負担をはじめ、クラスター発生時など、市保健所の検査能力を超える件数の検査が必要になった場合、速やかに検査を行うため、市立旭川病院など検査能力の高い医療機関へのPCR検査委託費用などおいてまして、7千680万5千円を補正しようとするものでございます。財源内訳につきましては、国庫支出金が4千538万2千円、一般財源が3千142万3千円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、本日は説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

ここまでの説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、報告事項についてを議題といたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症の発生状況について、及び新型コロナワクチンの接種について、理事者から御報告願います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 お手元のほうに、新型コロナウイルス感染症の発生状況についてということで、2枚物の資料をお配りさせていただいておりますので、こちらを御覧いただきながら御説明をさせていただきたいというふうに思います。常任委員会は、大体月1回ということになりますので、逐次、常任委員会のほうで報告をさせていただこうということで、今回も報告をさせていただきたいと思います。

1ページ目の上段のグラフでございますが、初確認以降の発生状況についてでございます。御案内のとおり、いわゆる第4波と言われる波が、本市においては4月以降6月中旬まで続いたものでございます。5月24日をピークにしまして、そこからどんどん少なくなってきたというような状況でございます。6月中・下旬あたりは発生がほとんどないという状況が続いておりました。しかしながら、やはり緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の終了後、2週間後から、感染者がまた少しずつ出てきているというのが現状でございます。真ん中の人口10万人当たりの1週間の発生者数につきましても、7月に入ってからまたグラフが右上がりになってきているというような状況かと思っております。下段の今年度の発生状況につきましても、やはり7月に入ってから数字が出て

きております。ただ、現在のところは市中感染の拡大の段階にはないというふうには考えておりますが、今後の推移を見守る必要があるというふうに考えてございます。

2 ページ目になります。クラスターの状況についてでございます。本年度につきましては、既に 22 件のクラスターが発生をしております、昨年度と合わせますと 35 件のクラスターが発生をしております。うち 34 件については、終息の判断をいたしているところでございまして、今現在動きがあるのは、35 番目の一般企業によるクラスター 1 件というふうになってございます。

次に、病床稼働率のグラフでございます。病床稼働率につきましては、5 月に一時期は 80% に迫る稼働があったところでございますが、基幹病院の御協力などによりまして、病床の確保が進み、その後、感染が縮小してきたということで右下がりになってきておりまして、7 月の上旬には 10% を切るという状況がございましたが、その後、市内での新たな変異株の発生もありまして、現時点では 2 桁に乗っているというような状況でございます。

今後の見通しという部分でございますけれども、非常に見通しを立てるのは難しいことではございますが、一方で、東京都のほうで、昨日の感染者が 1 千人を超えているというような状況がございまして。これまでの経験で、特に特徴的だったのは第 4 波でございまして、東京都のピークを迎えたのが 5 月の上旬、ゴールデンウィーク中ですね。その後、1 週間ないしは 10 日後に札幌のピークを迎え、さらにその 1 週間後に旭川市のピークを迎えたということで、いわゆるタイムラグについては、長かったり短かったりということはあるかと思いますが、基本的には首都圏の発生がピークを迎えて以降、札幌、旭川というような形で感染のピークを迎えるということが、一応データ上に出ているということに鑑みますと、今後、東京都での発生状況というものについて注視していく必要があるというふうに思っております。さらには、これに対して、当然、いろんなファクターが混じってくるわけで、日程的なお話で言うと、例えば、盆とか暮れ、正月、あるいはゴールデンウィーク、夏休み、そのほかにもオリンピックというようなことがありまして、このようなものが重なりますと、タイムラグが当然ながら短くなるというのが予測されるということになりますので、今後、夏休みを迎えて、お盆も来て、またオリンピックもあるということで、どうしても人流の増加が避けられないというような状況があります。こういった中で、感染対策をしっかりやってまいりたいというふうに考えてございます。

最後に、新たな変異株、いわゆるデルタ株の発生について御報告を申し上げたいというふうに思っています。本市におきまして、デルタ株がこのたび初確認をされたということで、それ以降、昨日の発表まで、6 件のデルタ株の感染が確認をされているところでございます。現在は発生数が少ないということもありまして、分母が小さい中で分子が 6 ということになりまして、かなりの割合でデルタ株が発生しているという状況にございますが、これはもともとアルファ株の発生も少ない中でのお話でありますので、今後どのような動きになるかというのは、保健所としてもきっちり監視をするために、今後もデルタ株の検査を続けてまいりたいというふうに考えてございます。

一般的には、デルタ株につきましては、感染力が強いと言われていること、また、若年層においても重症化のリスクが高いとされております。国立感染症研究所のアドバイザリーボードの報告などによりまして、10 代、それから 30 代から 50 代にかけての重症者の方が異様に増えている、かなりの角度で増えてきていると。これは明らかにデルタ株の影響であり、そして高齢者のほうが減ってきている、これは明らかにワクチンの影響があるんじゃないかというふうに推測をしております。

ますが、本市においてもそのような状況に耐え得るための医療提供体制につきまして維持をされていて、窓口を狭くしないような形で今後も対応してまいりたいというふうに考えております。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 新型コロナワクチン接種について御報告申し上げます。お手元の資料、新型コロナワクチン接種の状況についてを御覧ください。

まず、1、新型コロナワクチン接種実績累計でございますが、本市は、3月から医療従事者、4月から特別養護老人ホームの高齢者から接種を始め、5月24日から本格的に高齢者の接種を開始したところです。7月12日現在の接種状況としましては、医療従事者の1回目の接種が1万7千821人で、接種率98.2%となり、医療従事者の方の接種はほぼ終了いたしました。65歳以上の方につきましては、1回目の接種が6万7千348人で、接種率57.6%となっております。今現在も接種が進んでおりますので、接種人数、接種率とも上昇していく見込みです。

次に、2、ワクチン接種実績と今後の見込でございますが、各医療機関へのワクチン配送量から推計しますと、5月24日の接種開始当初は、1週間当たり接種回数が約6千回でしたが、その後、医療機関における予約拡大や町内会での団体接種、平日の集団接種の実施などに取り組んだ結果、7月上旬には約2万8千回にまで上昇いたしました。しかし、全国的にワクチンの供給量が減少し、本市におきましても7月下旬からの接種ペースを現状の約3分の1となる約1万回にまで落とさなければならない状況に陥り、現在の接種体制を早急に見直す必要が生じました。このため、3の今後の接種方針になりますが、今後のワクチン供給量に合わせた接種ペースに移行するための対応として、1つ目は、8月末まで、既に予約済みの65歳以上の方の接種を優先とすること、この皆さんの2回分まではもう確保できております。2つ目は、64歳以下の方の1回目接種は、9月以降とすることとさせていただき、各医療機関に対してもその旨を通知したところであります。

また、資料には記載しておりませんが、本市が運営する集団接種会場につきましては、現在、総合防災センター、イオン旭川駅前、イオン旭川西、地場産業振興センターの4か所で、土日、祝日のほか平日も実施しておりますが、高齢者の接種が終了次第、順次、縮小してまいります。

このほか、優先的に接種を進める予定でありました保育士、幼稚園教諭、介護施設職員、教職員につきましても一旦停止しておりますが、現在、都道府県のワクチンの調整枠が拡大したことに伴いまして、本市にも幾らかワクチンが供給されるという情報も入っておりますので、全体のワクチン量を勘案しながら再開する予定であります。

今後につきましては、国から示されておりますワクチン量に合わせて接種を進めていくこととなりますが、予約日や接種時期などについて、適宜お知らせをさせていただきながらワクチン接種を進めてまいります。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言ありますか。

○小松委員 ワクチン接種について、少しだけ質疑をさせていただきます。

全国の自治体が非常に混乱、困難を伴う対応に追われています。旭川市でも、今月配られた市民広報誌には、年齢ごとに接種の時期が記載してありますが、それを訂正するチラシが広報誌に折り込まれるなど、相当、しなくてもいい御苦勞を保健所の皆さん方はなさっているというふうに思います。

それで、どういう状況だったのか。供給量が追いつかなくなったというのは、既にいろいろ報道されています。接種の予定を、新たに折り込みチラシを入れて変更せざるを得なかったということ

について、簡潔にちょっと経過についてお答えいただきたいと思います。

○香川保健所主幹 65歳以上の方の接種については、本市が必要とした数量が国から供給されておりましたし、供給量が減少する旨の連絡等もなかったものですから、今までと同規模でワクチンが供給される見通しの下、今後予定しております64歳以下の方の接種を進める予定でございました。しかし、7月下旬に供給を希望するワクチンにつきましては、国や北海道から供給数の報告が遅れ、7月2日の夜に、希望量115箱に対して18箱という報告が入りました。これを受けて、急遽対応を検討し、医師会とも協議しながらスケジュールなどを見直すことになったところでございます。

広報誌の原稿の締切りは6月下旬でしたので、修正が間に合わなかったことから、急遽折り込みとさせていただきます。

○小松委員 7月2日の夜に、希望量115箱に対して18箱という報告が入ったと。この1箱にはどの程度の量が入っているんですか。

○香川保健所主幹 1箱には195バイアル入っておりまして、1バイアル6人分ですので、195掛ける6人分が入っていることになってございます。

○小松委員 通常こうした事務を、私が素人なりに考えますとね、ワクチンを供給するのは、国が計画管理を担っています。もちろん国内にあるわけでないから、空輸をして、その対応をしているわけです。当然、計画をつくる段階、そしてその計画に基づいて、都道府県での対応を求めるには、確保量、見込まれる量を含めて、その量を基準に都道府県にどの程度までのワクチン接種をお願いしてもいいのかどうなのかというのが大体事務の流れなんだろうと思うんですよ。

お聞きするんですが、各自治体は申請をしていたと思うんですよ、接種の予定を、計画段階でね。そういう届出、申請をしていたと思いますが、その際に、各自治体に、国から、あるいは都道府県を通じて、予定量のようなものは示されていたのかどうなのか。予定量というのは、上限とか、そういう意味合いなんですけど、それについていかがですか。

○香川保健所主幹 各自治体への接種の予定量というのは示されておりませんし、今までは若干の調整はありましたが、高齢者の接種を進めるために必要な数量は供給されてございました。

○小松委員 ただ申請を受けるような形で進めてきていて、突然、供給できないという通知がなされたということだと思います。

7月2日を契機に、全国のいろんな状況が各メディアでも紹介されています。神戸市は、市の機関を通して予約した予定を5万件キャンセルしなければならない、こうしたことも報じられています。分かりやすいコメントをしたのが、兵庫県明石市の市長であります。放映もされました。市民に対して、予約停止をせざるを得ない、その釈明会見だったんですが、冒頭何を言ったか。国を信じてごめんなさいって言ったんですよ、市長は。だから、国の示す方向性、国のワクチン接種の取組に応じて準備を進めてきた、そして、できるだけ早いうちに接種を終える、市民の不安感に一日でも早く応えようという努力、これは明石市に限らずやってきたものだと思います。ところが、突如、供給量が制約されるということで、北海道新聞でしたかね、本当に全国、北海道から沖縄まで影響を受けていると。私も、そういうふうに思うんです。だから、政府がいろいろ言ったにしても、これだけ全国の自治体が影響を受けているんだから、なぜこういう事態になったのか、その要因は国にあることは間違いないだろうというふうに思うんですが、皆さん方はこういう混乱を招

いてしまった要因をどういふふう認識されているのか、お尋ねをいたします。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 今回のワクチン事業を進めるに当たっては、国からも文書は参りますが、そのほか、報道や国のホームページ、または直接、国や北海道に問い合わせるなど、幅広く情報収集するよう心がけております。

前日も、第2回定例会の議会の質疑の中でもお答えさせていただいた記憶があるんですけど、高齢者までは、ワクチンは必要分を確保すると。その後については、正直、明確ではなかったというのは確かでございます。ただその一方、国から示されている手引等では、例えば64歳以下は、標準的には6月中旬に接種券を送付できるよう準備を進めるようにですとか、または、国からは11月までに接種を終了する予定などといった発言がございました。これらを総合的に考えますと、今後も現状の接種体制を継続して進めることができるのかなというふうに判断できますし、旭川市以外でも、全国の自治体ではむしろ今からでも接種体制を拡大しているというような事例もありましたので、私どもと同じような受け止めであると認識しておりました。

今回、全国的にワクチン不足、予約停止ということになりましたことを勘案しますと、やはりワクチンの供給の実態に関する情報というのは、確かに、詳細に届いていなかったということも感じておりますし、これはやっぱり全国の各自治体も同様に、私たちが聞き漏らしたということではなく、偏ることなく全般的に伝わっていなかったことなのかなというふうに考えております。

○小松委員 このワクチン接種は、市の職員の皆さん方が努力して対応できるものではなくて、数多くの医療機関の協力を得なければなりません。医療機関も通常業務を行いながら、スタッフを割いて市民の期待に応える、そういう準備をされてきたと思います。供給量が半分だ、3分の1になるとかって言われると、そのせつかく構築した体制も一旦解除してということで、この混乱は現場の方でないとなかなか分からないとは思いますが、相当なものがあるんだろうというふうに思うんですよ。ただ単に、来るべきものが来なかった、だからそのことを踏まえて対応してくださいで済むことではないのかなと思うんですが、現場の混乱というのはあるんじゃないですか。いかがですか。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 ワクチンの接種というのは、やっぱり一番大切なのは供給量ということだと思います。供給量が長期的に示されておりましたら、私たちが計画的に手順とかスケジュールとかは組めると思いますし、そういうような仕事をずっとしておりますので、そういう対応はできたと思うんですけど、今回のように、急激にワクチンが減りましたということで、あまりにも期間が短過ぎるということで、やはり一番、今回、お互いいろいろと協議したのは医師会ですとか医療機関の皆様ですが、いい意味で、医療機関の皆様は、今、ちょうどコロナの感染が落ち着いているので、この機会に一気にワクチン接種を進めていこうと、非常に協力的でありました。急遽、こういう状況がありまして、医師会とも話をして、怒るとかそういうことじゃないんですが、非常に落胆していたということで、それに伴って、各医療機関も、若干先延ばししていただいたり、各患者さんに説明して回ったりと、各医療機関にも御負担をかけているというところが現実ですので、非常に皆さん残念な気持ちというのは感じております。

ただ、これからもまだ64歳以下の方への接種が残っておりますので、しっかり関係を構築しながら、またワクチン量に合わせてやっていかなければいけないという話をしております。

やはり、まだ先が見えないというところで、これから話し合いをしていかなきゃいけないところは

あるんですけど、今後も医師会や医療機関とはしっかり関係を築いていきながら、進めていかなければいけないと思っております。

○小松委員 7月2日を境にわーっと全国的に取り上げられました。その直後に、政府が何を言ったのか。自治体の在庫の管理に問題があるみたいなね、そういうニュアンスを繰り返し発信しました。もちろん、旭川市の行政の皆さん方が、全国の自治体のワクチン管理に責任を負った発言はできないと思うんですが、この在庫というのは、旭川市ではどういうふう考えているのか。また、そうしたことを政府が言って、妥当性があるのかどうなのかを含めて、皆さん方の見解をお聞きいたします。

○香川保健所主幹 ワクチン量の在庫につきましては、1回目の接種ということもございますけれども、我々としては2回目の接種を考えなければならないものですから、どうしても在庫といえますか、保有している量が必要になってくると思います。そうしたことで、政府の見解というのは、若干のミスマッチがあるのかなというふうには認識をしております。

○小松委員 全国市長会もオンラインで会議を開きました。今月13日か14日だったと思いますが、この政府の発言に対して批判を寄せているんですよ。今述べられたように、自治体で責任を持ってワクチン接種をしようとしたら、1回目の予約をする段階で2回目の確保も念頭に置かなければ、1回目の予約を受けられないんだということなんです。2回目というのは3週間後ぐらいですから、それを在庫と言えば在庫なんです。しかし、必要量でもあるんですね、1回目を接種する人の分ですから。それを、4千万回分でしたか、数字だけで、さも責任の全部かかなりの部分分からないけども、自治体の在庫管理にあるかのような発信をするというふうになっているのは非常にけしからんというふうに思います。

今これを準備するに当たって、医療機関の皆さんは、たまたま今の期間が感染拡大も一定小康状態で、このときは客観的に見ても私はやりやすい環境だと思うんですよ。ところが、どの時点で供給が応えられるかというのは分かりません。今日も感染状況について、浅利部長のほうから報告がありましたけども、当たるかどうかは別として、東京で爆発的な感染をした1週間、10日後に札幌、その1週間後に旭川というのは、前回の例ですよ。どこからの時点かは別として、感染が広がると、医療機関のスタッフは限られていますから、ワクチンの接種にも影響を及ぼさないとは言えないのではないかと思います、いかがですか。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 実は、先ほどお配りさせていただいた報告資料の2、ワクチン接種実績と今後の見込のところにも一つ手がかりはあるんですけども、5月24日の接種開始時は、週6千回から始まりました。旭川市は、当初週1万回ということで準備をしていたんですけど、この減った要因の一つは、やはり4、5月とクラスターが発生しまして、各医療機関によっては、そちらのほうの対応ですとか、病院内でちょっと感染が出たということで、今、ワクチン接種を開始することができないというような事例がありましたので、実際、5月24日の週は減ったということがありますので、やはり今後、感染の状況によっては、医療機関の負担は増えてくるのかなというふうには考えております。

○小松委員 今日、資料も配られていて、接種率が表されています。65歳以上の接種率は、7月12日の時点で57.6%というふうに出ておりまして、私は各自治体で、この接種率というのは体制もあるしね、状況も違うから、単純にこれを競わせたり、比較してどうのこうのというのはあ

まりいただけないと思うんですよ。その地域の置かれている状況も影響を及ぼすものですから。ただ、この数字は、やっぱり独り歩きしかねない、いろいろな報道等も含めて。この時点での57.6%をどういうふうに見るのか、数字は一つの客観的なデータ、資料ではあるんだけど、これの裏、背景にはいろんな状況もあり得るということも思うんですが、今後において、この接種率について、若干、コメントをいただければと思います。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 接種率についてはいろいろ公表されておりますが、北海道とか全国と比べますと、旭川はやや、まだ低い状況でありますけども、その要因について、私どものほうで北海道ともいろいろと情報交換した中の主な一つとしては、最初にちょっとクラスターの関係で出遅れたというのも確かにあるんですけど、旭川市の特徴的なものということで、高齢者施設、老人ホーム等の施設数がとても多いというふうに、北海道と話をする中でありました。確かに、高齢者施設の中でも、予約して接種していただける場所はもちろん接種していただいているんですけども、やはり各施設とお話する中で、施設ごとに接種していただいたほうが、クラスターの防止ですとか、なかなか移動することが難しい方もいらっしゃるということで、私どもは、施設単位でというふうなやり方で今やっております、具体的には、巡回接種ということを進めております。今、約490施設あるうち、150以上は接種を進めているんですけども、旭川の特徴として、そういう高齢者施設というのが多いということで、そのための接種方法の構築というのがほかの市よりも多いのかなと。

その一方で、旭川独自の取組として、町内会の団体接種、これはバスで送迎させていただいて、予約もなしということで、現在9千600人の方が接種を申し込まれているということですので、そういう接種機会の拡大ですとか、一方で、高齢者施設の方の接種、なるべく接種機会を広げて、接種しやすい取組をしているというところで少し影響が出ていると思いますが、最終的には、ほかの市と同じ程度の接種率になるのではないかというふうには予想しております。

○小松委員 保健所の皆さんも相当努力されて、体制を考え、供給するワクチン量も考え、しかし、優先しなければならない接種もあるということで対応されてきました。7月1日には、幼稚園や保育園の職員ら約2千人を対象に優先接種すると、こうしたことを発表されていますよね。皆さん方の計画がリリースされています。7月8日の新聞では、小中学校の教員、介護施設職員も優先接種する、こういう段取りを進めてきたわけですよ。それで、報道された直後に頓挫というか、計画どおり行かなくなる。幼稚園にしても、保育園にしても、小中学校にしても、介護施設にしても、ここで職員が何らかの濃厚接触者となってウイルスを持ち込んだら、クラスターが発生してしまう。職員に限らず、通所の方等もいるのかもしれませんがね。少しでもその確率を抑えるために、優先的に接種を行おうという考え方だというふうに思います。

今、ワクチンの供給が計画どおりされない。優先接種という考え方は、皆さん方は捨て去ることはないと思うんですが、優先接種を本当に進めることができるのかどうなのか、お聞きをいたします。

○香川保健所主幹 保育士や幼稚園教諭の接種につきましては、市内の保育所などでクラスターが発生した経緯を踏まえまして、コロナ感染リスクを減らし、子どもたちの保育、教育の場を守るため、優先して接種することといたしたものでありまして、関係団体、関係部局と連携しながら、7月5日から保育士の接種を開始したところでございます。しかしながら、国からのワクチン供給が

急減したことによりまして、7月8日に一旦停止をすることといたしました。本市といたしましても、できるだけ早く接種していただきたいというふうに考えてございますけれども、今後、8月中に65歳以上の方の接種のめどがつく状況でございますので、今後のワクチンの状況を見ながら再開する予定でございます。

○小松委員 何ともしようがないんですね、今の状況はね。

もう一点、この優先接種というのは、私はやっぱりしっかり取り組んでいくことが必要だろうというふうに思います。それで、既に皆さん方が考えられている施設というのは、私もそのとおりでと思うんです。保育園、幼稚園、小中学校、介護施設等々。残念ながら、皆さん方は発表したんだけど名前が出ていないのか、発表されていないのか、前に慰労金を給付した施設の中に、旭川の育児院が入っていたんですよ。そこは優先接種の対象として、当初の計画に入っていたのかいないのか。入っていなかったとすれば、今後どういうふうに考えるのか、これをお聞きいたします。

○香川保健所主幹 育児院につきましては、接種の必要性が高いものと捉えておりまして、今現在、保育士や幼稚園教諭、教職員などは、関係団体に接種リストや日程等を取りまとめていただいておりますので、今後、関係部局、関係団体と協議しながら検討してまいりたいと思います。

○小松委員 さて最後です。

供給量が50%とか3分の1とか言われています。恐らく、3分の1程度なんだろうと思います。このワクチンの接種について、どういうふうに量が見込まれて、どういうふうに取り組んでいくのか。言わば、再アタックですよ、自治体としては。供給量に応じた体制を新たに医療機関等に協力を求めながら、しかし、少しでも早く終わらせるためには、大規模接種会場のような、そうしたことも含めて検討していかなければならない。はっきりしない数を見ながら、しかし、今後の体制については再構築をしていかなければならない。非常に難しいところなんだろうと思います。国は、8月、9月の供給量について、一定の発信はしていますが、非常に多くはないものと思います。それらについて、課題や展望、今後の取組について、最後にこの点をお聞きして、この項目では質疑を終わりたいと思います。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 やはり、今回のワクチン接種事業の中で最も重要なものは、ワクチンの供給であると実感しております。このワクチンの供給については、国が掌握しておりますので、自治体というのはある程度その供給方針に従うしかないというのが、今回のワクチン事業の現状だと思います。国のほうからは、今回の事態を受けて、各自治体に供給量に合わせた接種スピードの最適化ということを求める旨の発言もありますけれども、実は本市にとって最適な接種というものがどのぐらいかというのは示されておられません。やはり私たちも、どの規模が最適かというのを考えていくというのが一つ難しいところなのかなと思います。

例えば、参考に申し上げれば、本市は、当初の計画というのは週1万回としておりました。その後、高齢者の接種促進により週2万8千回にまで拡大をいたしました。今回、ワクチンの不足により、週1万回にまでワクチンの量に伴って減少したところなんですけど、結局は当初の計画に戻ってしまったのかなというふうに考えますので、これを最適と呼ぶのか呼ばないのかというのもちよっと今後研究していかなければいけないのかなと思います。そのほか、今、18箱のほかに、道のほうでも調整枠という枠が増えたということですので、そこの情報収集をしたりですとか、VRSという接種記録を入れる方法もあるんですけど、それをしっかり入れることによってワクチンを

獲得できるというような通知もありますので、そこら辺をしっかりと取り組みながら、少しでも多くワクチンを確保していきたいと思います。

結局は、今のところはワクチンの範囲内で接種体制をつくっていかねばならないと思いますので、現在、各医療機関に今後の接種予定というのを日単位でいただこうというふうに思っております。それを踏まえながら、各医療機関に協力をいただきながら、札幌市のように不足してしまふようになりますと、これは一番迷惑がかかることですので、それをしないように、医療機関と協力しながら、供給日程をつくって続けていきたいと思っておりますし、接種していけば、必ず皆さんの接種がだんだんと終了してくると思っておりますので、しっかり医師会と医療機関と連携を取りながら進めてまいります。

○小松委員 保健所の皆さん方は非常にお疲れのことと思いますが、引き続いて、最善の方向で取り組んでいただくことをお願いして、終わります。

○佐藤委員長 他に委員の皆様から御発言ありますか。

○室井委員 今の質疑のやり取りの中で、あたかも政府が悪いというようなものに聞こえました。本当にそうなのかということだと思います。実際に、政府側としては、日本の人口分の2回分、これはアストラゼネカ社製も含めて、契約はもう終わっているというふうにも聞いていますので、あるんだろうと。いわゆる供給はできる。ただ、月の問題があると。今、本市は、止まってしまっているという言い方をしていましたけども、自治体の裁量権というのは今認めていて、結構先進的にやっているものですから、世界で見るとフランスも抜いて、今、日本は7番目のワクチン接種回数になっていると。これはすごい勢いで進んでいると思うんですね。そのミスマッチというのが僕はあると思うんですが、ただ、本市としては、この計画をこういう接種体制でやっているところを、自分たちだけの範囲内で終わらせているのか、道にちゃんと報告して、道からの潤沢な配分というものをお願いしているのか、そういうことをやっているんですか。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 ワクチンの供給につきましては、2週間に1度のペースで供給されておりますので、その都度、供給量の要求というのは来ておまして、今回、115箱というのも、64歳以下の1か月先の分も踏まえて要求させていただきましたし、今までもワクチンが供給される前は道のほうとお話ししたりですとか、事前に報告を受けた中で調整させていただいております。今回につきましても、要求はしたんですけども、結局、道のほうも、国の全体の量の中での配分ということで、今回こういう報告をいただきました。

○室井委員 私のお聞きしているところによると、在庫管理というのが非常に大事になってくると、国はね。確かに、たくさんの自治体、それぞれでやるわけにいかないんで、恐らく、都道府県単位ぐらいで国は考えているのかもしれませんが、本市のワクチン接種の入力の在り方、今後は日単位でっていう話をしていましたけど、今まではどうだったんですか。押さえていますか。

○香川保健所主幹 ワクチン接種の状況につきましては、ワクチン接種記録システム、VRSというものにより政府が状況を把握しているということになります。これに関しましては、基本的に、各医療機関なり接種会場において、接種が終わった後に1人ごとに入力していくものとなっておりますが、旭川市といたしましては、医師会との協議の中で、1か月ごとの請求が終わった後に、こちらのほうで入力させていただくということにしておりましたけれども、今回、ワクチン量が、VRSの入力に参与してくるということですから、7月より各医療機関のほうに再度お願いいたしま

して、医療機関のほうで入力いただく、または医療機関のほうで難しい場合には、私どもの保健所のほうで入力するというような形に変更させていただいております。

○室井委員 要するに、旭川市が今までやってきたことは、国が考えている在庫管理、その在庫管理によって供給が決まっていくわけですから、それと整合性が取れていないやり方をしていたということでもいいですね。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 ワクチンの供給のシステムは大きく2つありまして、V-SYSというもの、これは厚労省のほうで管理しているんですけども、もう一つVRSというふうに2つありまして、V-SYSというのはワクチンの供給ですとか費用の請求とか、そこでも接種の実績というのが分かるようにはなっております。今、恐らく、国のほうで在庫がというので考えられるのは、根拠は私どもにもあまり示されていないんですけど、VRSのほうの入力が、多分、各自治体であまり進んでいないんじゃないかというところで比較されていると思うんですけど、VRSというのは、予診票の記録をするというもので、予防接種で言えば、接種台帳を作るための一つの方法なのかなということでもあります。当初は、今申し上げたとおり、各医療機関から1か月ごとに上がってくるものを読み込むということで進めておりましたし、当初から、そのやり方については、道も、国も、多分、存じておりますので、それについて指摘とかは一つもございませんでした。先月の中旬以降から、多分、在庫の管理の必要性が国のほうでも生じたというふうに予想するんですけども、その中でVRSを入力するようにと。入力しない場合は在庫があるというふうに判断して、調整をするという旨の通知といたしますか、そういう話とかが先月の下旬ぐらいからあったというところで、そもそもは、その入力を怠っていたということじゃなくて、当初からそういう方法でいくという前提で今までやってきておりました。今回、18箱が入ったというのは、今のところはそのVRSの入力が遅れたから減らされたという事例ではございませんので、今後、もしVRSの入力が遅れたりすると、そういうような影響が出る可能性はあるかもしれません。

○室井委員 すいませんね、旭川市としては、言われたとおり、手順どおりやっていますよと。しかし、やっていない自治体で、まとめて出す自治体が結構あると思うんですね。そういうところの影響を受けてしまっているということで、ワクチンがスムーズにいわゆる供給されないという状態なんだという認識でいいですか、そうしたら。ちゃんと旭川市はやっていますよと。

改めて日ごとでっていう話を一々言うこともないんじゃないかと思えますよ、もうやっているんだったら。やっていないから今そういう話が出たんじゃないかなと僕は受け止めたんで、これはまずいだろうということでお話をさせてもらいましたけれど、何か答弁はありますか。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 しっかり私どもも御説明させていただきますけど、VRSの入力については、今までも、特に、国、道からの指示、指導に逆らって行ってきたというわけじゃなくて、当初からそういう予定でやっておりました。そして、先月そういうようなお話を受けて、先週までに全て入力を終わらせました。今のところは全て遅れることなく、VRSの情報も入れておりますので、それによってワクチン供給への影響がないように取り組んでおります。

○室井委員 以上で終わります。

○佐藤委員長 他に、委員の皆様から御発言ありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、これらの報告に関わりまして出席している理事者につきましては、退席

いただいております。

次に、「初期救急医療体制（夜間、休日等の救急診療）における小児科の診療時間の変更案」に対する意見提出手続の実施について、理事者から報告願います。

○向井保健所地域保健担当部長 「初期救急医療体制（夜間、休日等の救急診療）における小児科の診療時間の変更案」に対する意見提出手続の実施について、御報告をいたします。本市の初期救急医療体制における小児科診療につきましては、旭川市医師会と連携し、市内開業医の当番医制により実施しているところでございますが、協力医師の高齢化等による負担軽減のため、平成26年4月からは、18時から22時までの準夜帯を市立旭川病院でのセンター方式に変更するとともに、平日については診療時間を1時間繰り下げ、19時からとしたところでございます。しかしながら、その後も状況は好転しておらず、当番医療機関の負担がさらに増加していることから、土曜日及び休日等における診療時間の終了時間を1時間短縮することについて、旭川市医師会から要望を受けたところでございます。

本市といたしましても、今後の初期救急医療体制における小児科診療を維持していくためには、小児科医の現状を踏まえた体制が必要であると考え、休日等における診療時間のうち、土曜日の13時から18時までを17時まで、日、祝日の休日等について、9時から18時までを17時までと各診療終了時間の1時間の繰上げについて、令和3年1月1日から実施することを検討しており、この変更案に対して、広く市民からの意見をお寄せいただくため、意見提出手続を実施することといたしました。

なお、18時以降における市立旭川病院の小児科夜間救急外来や、重症救急患者に対する24時間体制の2次救急医療についての変更はございません。

意見提出手続は、本日、令和3年7月15日から8月16日まで実施をいたしますが、あわせて、附属機関である旭川市保健所運営協議会での意見聴取等も行い、いただいた御意見を踏まえ、11月からの実施とした場合、周知期間を考慮しますと9月中には変更案を確定していきたいというふうに考えております。

報告は以上でございます。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○佐藤委員長 それでは、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいております。

次に、旭川市ごみ処理施設整備基本方針の策定について、理事者から報告願います。

○富岡環境部長 旭川市ごみ処理施設整備基本方針の策定について、御報告申し上げます。お手元の資料を御覧ください。

本基本方針は、先月の民生常任委員会で御報告させていただいたとおり、当初、近文清掃工場と廃棄物処分場の更新を見据えて、ごみ処理システムを再構築することとしておりましたが、建設費などの市場価格の高騰、電力系統の空き容量不足など、多くの課題に直面し、これまでに策定した基本構想どおりの施設整備の見通しが立たないことから、こうした状況の変化を踏まえ、実現可能なごみ処理施設整備の方向性を整理するものでございます。

本基本方針の策定に先立ちまして、5月24日から6月24日までの期間において、意見提出手

続を実施し、11人から26件の御意見をいただいたところでございます。いただいた御意見のうち、資料に主なものを記載しておりますが、ごみ処理施設整備の見直し内容に対して、肯定的な御意見が8件、否定的な御意見が3件、また、その他ごみ処理施設に関する御意見が15件寄せられたところでございます。このほか、資料が分かりにくいとの声もございましたことから、ごみ処理システムに係るフロー図を追記するなど、分かりやすさの観点から一部修正を行った上で、このたび、旭川市ごみ処理施設整備基本方針を策定したところでございます。

次に、本基本方針で整理した施設整備の方向性について御説明いたします。資料の2枚目、旭川市ごみ処理施設整備基本方針の概要の右下、(2)総合評価の右側を御覧いただきたいと思っております。清掃工場につきましては、当初、破碎・選別施設を導入し、清掃工場を新設することを基本としておりましたが、状況の変化を踏まえ、破碎・選別施設の導入を見送り、現施設である近文清掃工場の設備等を改修して、引き続き活用する再延命化を基本とすることといたしました。また、最終処分場につきましては、当初、清掃工場の新設及び破碎・選別施設の導入を見据えて、埋立地に屋根を架ける覆蓋型を基本としておりましたが、見直しによって現行の埋立て対象物に合わせた施設整備が必要となり、埋立て容量が最大約64万立方メートルまで増加することから、構造形式は屋根をつけないオープン型を基本とすることといたしました。

今後は、本基本方針の内容に沿って、各ごみ処理施設整備の取組を進めてまいります。現在、燃やせないごみとして排出している汚れたプラスチック製容器包装を焼却処理へ移行するなど、近文清掃工場の処理能力の範囲内で対応可能な最終処分量の抑制及び、最終処分場周辺の環境の負荷低減に向けた検討を行ってまいります。また、先月、プラスチック資源循環促進法が成立し、今後、プラスチック製品等の分別収集、再商品化などの取組の具体化が想定されますので、こうした動きを注視しながら、近文清掃工場の再延命化期間終了後を見据えて、ごみの減量化、資源化に資する取組も含め、より経済的かつ効果的なごみ処理システムとなるよう、引き続き、調査検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、御報告いたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆さんから御発言はありますか。

○小松委員 1問だけ、質問いたします。

当初の基本構想から、中身を大きく変えざるを得なくなったということです。このことの是非はまた別な機会に疑問をしたいと思います。

それで、今示された新しい基本方針に沿ってやる場合、一般廃棄物の次期最終処分場の用地確保、これが非常に重要であり、重い課題になってきます。これまで、一般廃棄物の用地については、平成30年の7月には23か所に絞り込んで、さらに平成30年10月にはそれを7か所に絞って、翌年、31年1月には7か所に絞ったうち、配点が高いというのか、最も適したところを候補地として1か所に絞り込んだ形で展開を考えてきていましたが、中身を変えたために、場合によっては4倍の処分場用地面積が必要になるかもしれないということでもあります。

この用地の選定は今どういう状況になっているのか、これからどういうふうに取り組もうとしているのか、間に合うのか。これは最も難しい課題であると思うんですが、これについての見解をお聞きして、1問だけで終わります。

○富岡環境部長 確かに、今後の取組として、一番重要かつ慎重にやらなきゃいけないのは、次期

最終処分場の候補地、ここをしっかりと決めていく、それを早急に時間がない中でやっていかないといけない。これまで覆蓋型のときは、今、委員がお話しされたとおり、基準を決めて、絞り込んだ上でやっていた。今後もそういった覆蓋型のときに作った資料といましようか、考え方がございますので、そういったものをベースに、やはりただ、施設の規模が大きくなったり、また形式が変わったりといった中での見直しはしないといけませんので、そういった最低限の見直しをさせていただいた中で、ただこれも多くの先生方が長い期間をかけて検討してきた経過がございます。その委員会もなくなっているわけですが、当時の委員の先生方にしっかりと、今、コロナも北海道は落ち着いておりますので、しっかりと伺いして、個別に面談して、御理解をいただいた上で、市の内部においても調整会議でその内容でしっかりと諮って、そういった中で、より適切などいまいましようか、理想的な場所、これはどういったところなんだということは、引き続き、オープン型についてもやっていこうと思っています。

また、時間がないといった中で、いろいろと他都市でも取り組まれている一般廃棄物の処分場の選定に当たっての手法、こういったものも、しっかりと私どもで考えていながら、選定に当たって、今、準備を進めているところでございます。また実際、場所が決まった後は、私どもは江丹別でこれまで経験してきたことがございます。やっぱり、しっかりと地域の住民の方々により丁寧に、慎重に、また誠意を持って説明をして、100人が100人、御理解いただけるとは思っておりませんが、なかなかそれは難しいと思っていますが、極力多くの方に御理解いただけるような取組をして、要は、地域に賛成していただける、そういった形で、時間のない中でもしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 他に委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、この報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、市街地に隣接する河川敷に出没しているヒグマの対応について、理事者から報告願います。

○富岡環境部長 市街地に隣接する河川敷、また、2日前には市街地にも出没いたしましたヒグマの対応につきまして、御報告申し上げます。

6月19日に、神楽5条1丁目と神楽1条6丁目の忠別川左岸河川敷及び外国樹種見本林内でヒグマのふんが発見されましたから、緑東大橋や大正橋付近の忠別川左岸河川敷、両神橋付近の美瑛川左岸河川敷でヒグマの痕跡や目撃情報、また6月25日に、旭川大橋上流の美瑛川右岸河川敷でヒグマ1頭の見撃情報がございました。その後も職員による痕跡調査で、ふんなどの痕跡を確認しておりましたが、2日前の13日、午前4時10分頃に、神居1条11丁目の住宅地の市道上で、ヒグマの見撃通報が警察に寄せられました。また、本日午前8時40分ごろ、旭川大橋下流の中洲でヒグマの見撃情報があり、現在、猟友会と警察、市でパトロールを行っております。

また、これは後で詳しいことを御説明させていただきますが、これまでの市としての取組でございますが、ヒグマとの不意の遭遇による人身事故を防ぐため、最初にヒグマの痕跡が発見された6月19日から、ヒグマ出没地域の河川敷一帯に、河川事務所と協力をして注意看板を設置するとともに、出没情報があった際は、速やかに町内会へ警戒の呼びかけや、市の広報車による注意喚起の広報を行ってまいりました。また、ヒグマの個体情報を把握するため、夜間撮影も可能なセンサー

カメラ21台を設置しましたほか、職員によるヒグマの痕跡調査を続けております。なお、これまでセンサーカメラにヒグマが映ったことはございません。

こうした対策に加え、7月13日に神居の住宅街にヒグマが出没したことを受けまして、その当日、両神橋から外国樹種見本林を含む平成大橋までの美瑛川兩岸の河川敷を対象に、カメラつきドローンによる個体の搜索調査を実施しましたほか、本日、また、明日の早朝、美瑛川の兩岸を対象に、旭川河川事務所による熱感知式赤外線カメラつきドローンでの上空からの個体搜索と併せて、環境部、警察及び猟友会の3者で、駆除を前提とした地上でのパトロールを実施することとしております。さらに今後は、箱わなによるヒグマの捕獲に向けて準備を進めてまいります。箱わなは、中に餌を置き、ヒグマを誘引することになりますので、周辺の住民や小中学校のほか、マスコミへの報道依頼や市のホームページ、ツイッター、フェイスブックなどのSNSを活用して、広く市民に対し、箱わなを設置した区域に立ち入らないよう周知を行うとともに、現地での安全対策を行った上で、実行に移していく予定でございます。

今後もヒグマの生態に詳しい専門家、また猟友会、北海道、警察などと連携しながら、早期の解決に向けた対応を進めてまいります。

なお、先ほど、今もそうですが、ちょっとばたばたしたのは、忠別川と石狩川の本流の合流点、元の亀吉下水処理場の裏手に亀吉の森というものがございまして、その亀吉の森に、今、猟友会、市と、警察も一緒にいると思うんですが、そこにヒグマがいるというような状況を確認できたということです。ただ、それを駆除するというに当たっては、最終的には警察官の発砲命令が必要であるといった中で、そういった対処を促すといったことも含めまして、今、私の後ろにいた次長が現地に向かっているといった状況でございます。

以上、御報告させていただきます。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から御発言はありますか。

○ひぐま委員 ヒグマが出没しているということで、私、ひぐまがやはりここは少し質疑しなければいけないということを思いまして、幾つか質問をします。今は、個体位置が少し確認されたというような話もありますが、まだ駆除されていないということもありますので、やはり市民の生活、生命を脅かすような存在だということもありまして、幾つか質問を進めていきたいというふうに思います。

まず、市民の方からの意見がありまして、やはりヒグマは生ごみの臭いを好むというふうに言われております。よく、ごみステーションなんですけども、しっかりとした鉄のごみステーションであれば生ごみ等も散らかされずに、しっかりとその中に収まっているんですけども、ネットをかけただけのような網のようなものとかもあります。そういったところは、カラスがつついて、散乱したような状態というのも見受けられます。それはやはり危険ではないのかというようなお話、意見をいただきました。これはどのような対策を取っているのかと。今回、地域市民への周知というのはどういうふうに行っているのかというところをまず伺いたいと思います。

○富岡環境部長 ごみの臭いは、ヒグマを誘引するおそれがあるということはそのとおりでございます。熊が出没した周辺地域の町内会には、ごみは地域のルールを守って、必ず決められた収集日に出すといったこと、また、熊出没注意のチラシ、市のホームページやフェイスブック、マスコミへの報道依頼を通して、注意喚起等も行ってきたといったことでございます。特に、食べ残して

すとか飲み残したごみをポイ捨てされると、それは熊を強く引き寄せる要因になります。河川敷の痕跡調査等を私どもはやっておりますが、そのときに見かけた際は、職員が回収しておりますし、また、広報車で注意の呼びかけを行う巡回時に周辺の確認を行っているといったこともあります。また、ごみ収集を担当するクリーンセンターともしっかりと連携して、地域等へのお願い、そういった広報を含めて、熊を引き寄せない、そういったごみ処理の在り方をしっかりと対策していくといましようか、広報しているという状況でございます。

○ひぐま委員 そういった注意喚起ですけれども、やはり、まだ駆除をされていないうちは、広報車をたくさん出して、地域の方に、ごみの扱いとか、注意喚起を徹底していただきたいなというふうに思います。

次に、本市で最初にふんの報告があつてから、大体1か月近くというように、長く感じるような期間であります。ヒグマのこれまでの追跡はどのようにしてきたのか、またその結果等、確認のために伺います。

○富岡環境部長 出没した熊の追跡方法でございますけれども、環境部の職員と猟友会旭川支部が連携して、熊の足跡、またふんなどの痕跡を探しながら追跡調査を行っている。またそのほかに、美瑛川と忠別川の河川敷に21台のセンサーカメラを設置して調査をしているということでございます。7月13日に、本市公園管理者、要は、神楽公園を指定管理している者が専門業者に委託して、神楽岡公園、また美瑛川の河川敷をドローンで調査したといったこともやっております。結果として、これまでセンサーカメラに熊は撮影されておりませんし、またドローンによる調査においても発見に至っていないということでございます。

○ひぐま委員 今、報告がありましたけれども、ドローンを使つての上からの追跡とか調査というのが非常に有効なのではないかというふうに考えておりました。例えば、他都市での使用事例とか、このドローン導入の効果というものをどのように捉えているのか、お伺いします。

○富岡環境部長 ドローンの活用事例につきましては、石川県で熊の捜索に活用されているという報道を確認しておりますけれども、現在、その詳しい内容というところまではちょっと把握はできておりません。ドローンにつきましては、上空から撮影するといったことで、熊との距離を保ちながら、また、ヘリですと、どうしても風や騒音等が起きることがありますけど、そういった刺激を与えずに探せるといったこと、また、安全に捜索できるといったこともあります。あと、赤外線カメラ等を使用することによって、熊が出す熱を感知して、茂みの中にいる熊も特定できるという可能性もあつて、調査手法の一つとしては大変効果があるものであるというふうに考えております。

○ひぐま委員 非常に効果があるというふうに考えておられるということですが、今年は、全道各地でヒグマの出没が多発しているというような報道があります。また、死傷するような案件というのも、恐らく過去最多になるというふうにも伺っております。やはり、今後を見据えて、市として迅速な対応をするためにも、市でのドローンの導入が有効というふうに考えました。市でドローンを持って、環境部が利活用することでの用途、そしてまた、メリット、デメリットを伺いたいと思います。

○富岡環境部長 市でドローンを持って、環境部がそれを使用する場合に、熊の捜索のみならず、山間部の不法投棄等の監視ができるといった環境指導行政への活用も期待できるというふうに考え

ています。

メリットとしては、山間部ですとかは、人が入っていくのが難しいですし、そういったところで上空から撮影を行うことができ、不法投棄等の違反事実を容易に、また迅速に確認できる。また、環境部の所管以外にも、例えば災害が発生した場合に、被災地の状況はどうなっているのか、人が入れないようなところで、その状況も把握できる。また、別の視点では、観光PR面での活用も期待できるというふうに考えています。

一方、課題ということになりますと、一定の性能を備えた機械、これはかなり高額になると、数千万円というような話もお聞きしています。また、航空法による飛行可能区域というものがあるということ、またドローンを安全に操れる操縦者、そういった者が市の職員にいるかどうか、そういったものも大事でありますし、あと、飛ばすためにはプログラミングといったこともあるんですが、そういったことができる人材といったことの課題もあるのかなというふうに思っております。

○ひぐま委員 今回のヒグマの対応についても、例えば市が、もし独自にドローンを所有していた場合、それこそ6月19日の報告例があったときに飛ばすことができた。やはり、初動の遅れが今に至って、市民、地域住民の方々をずっと不安にさせているというようなことがあります。確かに、金額とかは高いんですけども、例えば防災でも使えます。旭川は広いですから、都市部があつて、山間部もたくさんありますから、そういったものの用途でも使えます。また、この間、ある知人のところの山に行ったときに、産廃が捨てられているんですね。産廃というか、不法投棄ですね。冷蔵庫だとかタイヤとか捨てられているのを見たときに、これは普通にどこにでもあるんだなというふうに思いました。こういったものも、ドローンがあることによってある程度抑止できるのであれば、また、先日、熱海で話題になりました盛土が崩れた話ですけど、そういったものも、ある程度定期的にドローンを飛ばして監視できるとかというような使い方もできるというふうに思います。大変、環境部での使用用途、活用方法等効果が大きいというふうにも考えております。市のドローン導入についての見解を伺います。

○富岡環境部長 今回のヒグマ出没の件においても、実際にドローンによる個体の捜索といったことに活用しております、今のところ、ドローンによって個体を確認したといったことには至っておりませんが、先ほども言ったとおり、熊を刺激せずに上空から探すことができる、また熱感知で探すことができる、茂みにいてもですね。そういった意味では、やはりドローンというのは、ほかの用途も含め、あつたら大変便利なものであるというふうに思っております。

また、先ほど御答弁いたしましたけども、やはり観光面ですとか、そういったものでも活用できますし、今、委員がおっしゃったとおり、いろんな意味で、先ほど言ったとおりですが、例えば山の中の不法投棄、そういったことにも活用できる。環境部のみならず、多くの部署において活用できるといったことがあると思います。ただ、課題もあるといった中において、やはり導入に向けては、現段階ではその可能性について検討していくといった形で、考えて進めてまいりたいというふうに考えております。

○ひぐま委員 検討していただきたいなというふうに思います。

今日、個体が確認されて駆除されればいいんですけども、報告を聞いていた話では、やはり足跡とかがなかなか特定できなくて、今回も絞り込めなかったという話を聞いております。今朝も4時からですか、パトロールというか駆除に行ったというふうに聞いております。やはり大変お疲れの

ところではありますけども、例えば足跡なんかを残すのに、いろんなお話がありますけども、今回のように水路、河川敷を移動していると思われるのであれば、例えば夜のうちに遊歩道とかに石灰をまいておいて、早朝のパトロールで足跡を探ってみるとか、そういった形を取るなり、何とか絞り込みをしていって、駆除につなげていただきたいというふうに思います。

お疲れ様です。期待しております。

○佐藤委員長 他に、委員の皆様から御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、以上で本日予定していた議事は全て終了いたしました。

それでは、散会いたします。

散会 午後0時10分